



まだまだアブナイ！18・19歳の皆さんへ～クーリング・オフのススメ～

民法の改正により、昨年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。18・19歳の消費者トラブルとして、「脱毛エステ」「出会い系サイト・アプリでのトラブル」「身に覚えのない商品が届いた」等の相談が多く寄せられており、社会経験の少ない若者が狙われています。もし、契約後に「不安だな」「おかしいな」と感じたときは、『クーリング・オフ』をしてみましょう！

●『クーリング・オフ』って、なあに？

契約後でも、決められた期間内であれば無条件で契約を解除できる、消費者の強い権利です。

※次の取引形態のみ

取引形態	期間（書面受領日を含む）
①訪問販売 ②電話勧誘販売 ③訪問購入 ④特定継続的役務提供（エステ、美容医療、語学教室など）	8日間
⑤連鎖販売取引（マルチ商法） ⑥業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法など）	20日間

●『クーリング・オフ』の方法

昨年6月からメールでも通知できるようになりました！従来どおり、はがきやFAXでも可能です。

(1) 販売会社にクーリング・オフを通知する。

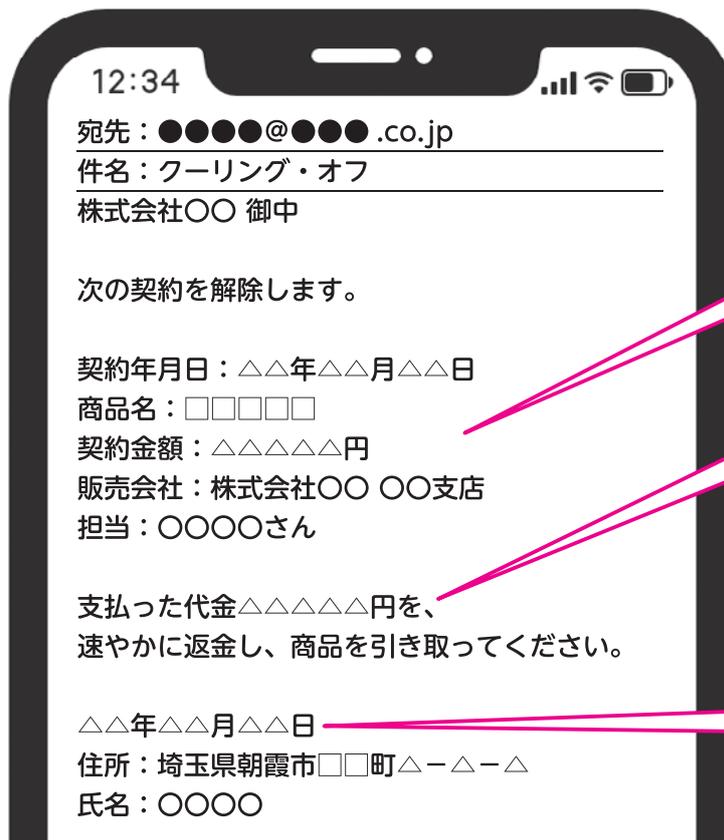
(2) クレジット支払いにしている場合は、クレジットカード会社に、販売会社より先または同時に通知をする。

(3) 記録を残すために送信済のメールや画面のスクリーンショット等、内容と送信日付が分かるデータを保存する。

これで手続き完了！



<クーリング・オフ通知 例文>



ポイント

販売会社が対象となる契約を特定するために必要な情報（契約年月日、商品名、契約金額等）を漏れなく書きましょう。

ポイント

返金を振り込みにした場合には、振込口座も書きましょう。

ポイント

クーリング・オフは通知を送信した日に効力が発生します。メールを送信する日付を必ず記載しましょう。

「これって、クーリング・オフできるの?」「クーリング・オフ期間は過ぎてるんだけど...」「だまされたかも...」等、困ったときにはぜひ朝霞市消費生活センターにご相談ください！

【相談日】月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く） 午前10時～正午、午後1時～4時

【場所】消費生活センター（市役所別館4階 48番窓口）

【電話】463-1111（内線2256）

契約に関するトラブル（商品の定期購入、賃貸借物件の退去トラブルなど）、
霊感商法、多重債務などの相談を受け付けています。

